

電力広域的運営推進機関の2024年度予算の 変更の認可について

令和7年3月21日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）から、令和7年3月6日付けで経済産業大臣宛てに2024年度予算の変更の認可申請があり、同月13日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る委員会の回答について御審議いただく。

1. 経緯

広域機関の2024年度予算については、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、令和6年3月29日に経済産業大臣の認可を受け、事業を実施している。広域機関では、2023年度決算から企業会計基準に基づく会計整理を導入するとともに、今年度から監査法人による会計監査を導入しているが、監査法人から、これまで、貸借対照表の預り納付金等の増加として受入れていた非化石証書収入や補助金収入を損益計算書の収益として計上すべきとの指摘を受けた。また、広域機関が消費税の課税事業者になったことに伴う消費税納付額の費用追加、再生可能エネルギーのFIT/FIP制度に係る交付金・納付金業務における資金調達に係る費用追加等を行う必要が生じている。

このため、令和7年3月6日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第28条の52の規定に基づき、2024年度予算の変更の認可申請があり、同年3月13日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、意見の求めがあった。（資料4-1）。

なお、2024年度事業計画には変更はない。

2. 変更の概要

(1) 会計整理の変更に伴う収支の追加

広域機関では会費収入による事業以外の、再エネ関係業務など独立した収支相償業務については、収入支出の発生が制度上他律的に決まり、広域機関に裁量がないことから、納付金や拠出金等の受託資金本体の出入りは損益計算書に反映せず、貸借対照表の預り納付金等として個別管理している。非化石証書や補助金、運用利息等の収入についても、これまで、損益計算書には反映せず、預り納付金等の異動として扱っていたが、非化石証書はその入札量を広域機関が通知しているもの、補助金は広域機関が交付申請をしているものであることなどから、監査法人からの指摘を受けて、通常の実業会計で収益計上しているこれらの費目については損益計算書に計上することとしたため、今回新たに収入支出予算に計上するものである。なお、これらの収入を認識する場合には、同額を預り納付金等に繰入れを行うため、広域機関の損益としては中立となる。

また、本変更に伴い、都度、予算の変更認可が必要となることを避けるため、予算総則において、「非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる」とする弾力条項を追加している。

45 (2) 消費税の課税事業者になったことに伴う消費税額の追加

46 広域機関は、2023年度から消費税の課税事業者となり、2024年度から納付が開始さ
47 れたが、消費税等額については、2024年度当初予算では未計上であったため、今回新たに
48 収入支出予算に計上するものである。

49 また、消費税等額については非化石証書の売却収入や2024年度から始まった容量拠出金
50 の状況によって大きく変動しうる一方でこれらは、同額を預り納付金等取崩収入から充てるこ
51 ととなることから、都度、変更認可が必要となることを避けるため、予算総則において、「消
52 費税の申告による納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取
53 崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる」とする弾力条項を
54 追加している。

55
56 (3) FIT/FIP 制度に係る交付金・納付金業務に係る資金調達に係る費用追加

57 広域機関は、2022年度から再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に
58 係る FIT/FIP 制度の各交付金の交付及び納付金の徴収の業務を行っており、当該業務におい
59 て、一時的な資金不足が生じる可能性があるため、広域機関は経済産業大臣の認可を受けて、
60 資金の借入れ又は広域的運営推進機関債を発行することができることとなっている。広域機関
61 では、2024年3月に初めて資金の借入れを行い、その後、5月、9月と計3回8,800億円
62 の借入れを行っている。

63 これらの借入れに係る利息及び「シンジケート・ローン」方式とした際の委託費用について、
64 初めての資金の借入れだったこともあり、当初予算策定時には織り込むことができていなかった
65 ため、今回新たに計上するものである。なお、これらの費用は、同額を預り納付金等取崩収
66 入で充てるため、広域機関の損益としては中立となる。

67
68 (4) 広域系統整備交付金交付等業務の開始に伴う費用配賦の変更等

69 当初予算において、広域系統整備交付金交付等業務の実施を想定しておらず、広域系統整備
70 交付金交付等業務勘定の収支は0としていたが、値差収益の運用収入や弁護士対応費用などが
71 発生したほか、当該業務を開始したことに伴い、当該勘定において共通経費の配賦を行うこと
72 とした。なお、広域系統整備交付金交付等業務勘定におけるこれらの費用は、同額を預り納付
73 金等取崩収入で充てるため、広域機関の損益としては中立となる。

74 また、共通経費の配賦については、直近までの就業割合等の実績を踏まえて按分比率を改め
75 て計算して計上するとしている。さらに、入札業務勘定における手数料収入については、実績
76 額を計上することとしている。

77
78 3. 審査方法及び審査結果

79 広域機関から認可申請のあった2024年度予算の変更について、「電気事業法に基づく経
80 済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号。以下「審査基準」
81 という。)第1(54)に基づき、委員会事務局において審査を行った。

82 その結果、別紙のとおり審査基準第1(54)に照らして適正であることを確認した。

83
84 4. 認可申請に係る意見

85 上記3.の審査結果を踏まえ、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をするこ
86 とに異存はない旨、資料4-2のとおり、経済産業大臣に回答することとしたい。

87 広域機関の2024年度予算の変更の審査結果

審査基準第1（54）	審査結果
① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基づいていること。	● 財務会計省令に基づき、債務負担行為を含む「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認した。
② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の1.（6）に規定する会費及び特別会費等を収入としていること。	● ①広域機関システムの制度対応に関する改良費用・機器取替、②容量市場システムの実需給期間業務のシステム化に向けた開発費用など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認した。 ● また、全会員からの会費、一般送配電事業者からの特別会費及び前年度繰越金等を収入として適正に計上していることを確認した。なお、会費、特別会費の総額については当初予算からの変更はない。
③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領」（別添2）その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないこと。	● 人件費については、事業計画を踏まえた適切な人員計画が立てられ、この計画に基づき適正に計上されていることを確認した。 ● その他の費用については、個別件名ごとに内容を確認し、不適切な費用や過剰な計上がないことを確認し、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領その他の料金審査に係る考え方と齟齬がないことを確認した。
⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。	—（事業計画の変更はない）
⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。	● 原則として、入札等を行うことを踏まえた費用が計上されていることを確認した。

88 ※審査基準第1（54）④は、「広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度」に関する審査基準のため、該当なし。

90 【参考】関係法令等

91 ●電気事業法（昭和三十六年法律第百七十号）（抜粋）

92 （予算等の認可）

93 第二十八条の五十二 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度
94 の開始前に（推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産
95 業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

96
97 （委員会の意見の聴取）

98 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴
99 かななければならない。

100 一～四 （略）

101 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十
102 二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二
103 十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項た
104 だし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場
105 合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十
106 八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の
107 五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をし
108 ようとするとき。

109 六～十六 （略）

110
111 ●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第1
112 6号）（抜粋）

113 第1 審査基準

114 （54）第28条の52の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変
115 更の認可

116 第28条の52の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び
117 変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整
118 理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすお
119 それがないと認められることとする。

120 ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済
121 産業省令第12号。以下「財務会計省令」という。）第3条から第6条までの規定に基
122 づいていること。

123 ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十
124 分な費用を計上し、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設
125 立の認可の基準について」（別添3）の1.（6）に規定する会費及び特別会費等を収
126 入としていること。

127 ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、「一般送配電事業者による
128 託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領」（別添2）その他の料金審査に係る
129 考え方と齟齬がないこと。

130 ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正
131 する法律（平成25年法律第74号）による改正前の電気事業法第93条第1項に規
132 定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産につい

て第三者による評価等を受けていること。

⑤ 事業計画にあっては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。

⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

別添3

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の15の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実にであると認められることの基準

(1) ～ (5) (略)

(6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨

② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者又は配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者又は配電事業者である会員にその事業の開始以後において課す旨

③ 電源入札等を実施した場合に必要となる拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨

④ 容量市場における入札を実施した場合に必要となる拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨

⑤ 推進機関が第28条の40第2項第1号に掲げる業務を行う場合にあっては、災害等扶助交付金の交付業務に必要となる拠出金については、理事会が決議する額を一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に課す旨

⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付の業務に必要となる費用については、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員に課す旨

- 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）
（抜粋）
（予算の内容）
- 第三条 推進機関の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。
（予算総則）
- 第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。
- 一 第七条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
 - 二 第八条第二項の規定による経費の指定
 - 三 その他予算の実施に関し必要な事項
- （収入支出予算）
- 第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。
（予備費）
- 第六条 推進機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。
- 2 推進機関は、予備費を使用したときは、速やかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。
（債務を負担する行為）
- 第七条 推進機関は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。
（支出予算の流用等）
- 第八条 推進機関は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第五条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。
- 2 推進機関は、予算総則で指定する経費の金額については、経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。
- 3 （略）

経済産業省

20250306資第24号
令和7年3月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の2024年度予算の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の52に規定する2024年度予算の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

2024年度変更予算認可申請書

広域総第2024-125号

2025年3月6日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の52の規定に基づき、2024年度変更予算の認可を受けたいので、別紙のとおり申請します。

電力広域的運営推進機関 2024年度変更予算

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2024事業年度収入支出予算は、別紙「2024年度収入支出変更予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2024事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	6,500	2024年度 ～2026年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	600	2024年度 及び2025年度	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

- 2 本機関は、非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。
- 3 本機関は、消費税の申告により納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2024年度収入支出変更予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金 徴収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金 徴収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,665,776	11,464	107,163	28,257	16,261	30,390	2,472,241	会費収入	10,722,793	-	-	-	39,681	-	10,683,112
役職員給与	2,215,257	9,526	89,053	23,482	13,513	25,254	2,054,429	会費	18,500	-	-	-	68	-	18,432
退職給付引当金繰入	81,329	350	3,269	862	496	927	75,425	特別会費	10,704,293	-	-	-	39,613	-	10,664,680
その他人件費	369,190	1,588	14,841	3,913	2,252	4,209	342,387	預り納付金等取崩収入	2,692,427	48,759	2,598,688	44,980	-	-	-
租税公課	1,318,273	41	1,309,077	102	58	109	8,886	手数料収入	27,000	-	-	-	-	27,000	-
固定資産関係費	6,426,685	2,340	407,797	4,620	3,273	6,873	6,001,782	その他収入	33,041,902	260,075	32,781,827	-	-	-	-
有形固定資産取得費	1,424,559	773	2,914	770	1,091	665	1,418,346	非化石証書売却収入	24,353,035	-	24,353,035	-	-	-	-
無形固定資産取得費	5,001,866	1,567	404,883	3,850	2,182	6,208	4,583,176	政府補助金収入	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-
修繕費用	260	-	-	-	-	-	260	受取利息	688,867	260,075	428,792	-	-	-	-
運営費	5,588,543	34,904	511,276	11,975	18,918	15,914	4,995,556	前年度よりの繰越金	3,330,356	-	-	-	-	59,099	3,271,257
支払利息	272,360	10	263,375	26	15	28	8,906								
預り納付金等繰入	33,041,902	260,075	32,781,827	-	-	-	-								
予備費	438,196	-	-	-	1,156	-	437,040								
合 計	49,751,735	308,834	35,380,515	44,980	39,681	53,314	13,924,411	合 計	49,814,478	308,834	35,380,515	44,980	39,681	86,099	13,954,369

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(参考) 2024年度収入支出当初予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,665,776	-	98,367	29,857	13,731	27,725	2,496,096	会費収入	10,722,793	-	-	-	34,291	-	10,688,502
役職員給与	2,215,257	-	81,743	24,811	11,410	23,039	2,074,254	会費	18,500	-	-	-	60	-	18,440
退職給付引当金繰入	81,329	-	3,001	911	419	846	76,152	特別会費	10,704,293	-	-	-	34,231	-	10,670,062
其他人件費	369,190	-	13,623	4,135	1,902	3,840	345,690	納付金収入	990,309	-	937,665	52,644	-	-	0
租税公課	9,922	-	635	89	-	83	9,115	手数料収入	60,346	-	-	-	-	60,346	0
固定資産関係費	6,426,685	-	409,945	5,936	-	11,013	5,999,791	その他収入	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産取得費	1,424,559	-	6,360	1,930	-	1,793	1,414,476	前年度よりの繰越金	3,271,257	-	-	-	-	-	3,271,257
無形固定資産取得費	5,001,866	-	403,585	4,006	-	9,220	4,585,055								
修繕費用	260	-	-	-	-	-	260								
運営費	5,495,043	-	428,628	16,735	19,561	21,500	5,008,619								
支払利息	9,083	-	90	27	-	25	8,941								
予備費	438,196	-	-	-	999	-	437,197								
合 計	15,044,705	-	937,665	52,644	34,291	60,346	13,959,759	合 計	15,044,705	-	937,665	52,644	34,291	60,346	13,959,759

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

電力広域的運営推進機関 第19回通常総会 議事録

- 1 開催日時 2025年3月6日（木曜日） 10時30分～11時18分
- 2 開催場所 東京都江東区豊洲6丁目2番15号（電力広域的運営推進機関）
- 3 総会員数 1,935事業者
- 4 出席会員数 1,087事業者
（内、書面又は電磁的方法による議決権行使1,087事業者）

5 議 案

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 業務規程の一部変更の件
- 第3号議案 2025年度事業計画の件
- 第4号議案 2024年度予算変更の件
- 第5号議案 2025年度予算決定の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

- 報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件
- 報告事項(2) 再エネ収支及び借入の状況の件
- 報告事項(3) 余裕金等の運用経過報告の件

6 議事の経過及び結果

(1) 開会

理事長の大山力が、定款第22条第1項の規定に基づき議長となり、開会を宣した。

(2) 総会の成立状況の報告

議長が、事務局に報告を求め、事務局長の岩男健佑が、総会員数者1,935者のうち、3月5日時点で書面又は電磁的方法による議決権行使を行った会員が1,087者であり、定款第21条第1項の規定に定める総会員数の半数以上の会員が出席しており、本総会が有効に成立している旨を報告した。

(3) 議事録署名人の選任

議長が、定款第26条の規定に定める議事録署名人3名の選任について、北陸電力送配電株式会社の朝倉 茂（送配電事業者グループ）、株式会社 V-Power の

加藤 栄一（小売電気事業者グループ）、株式会社 Loop の松村 優（発電事業者グループ）を指名した。

（４） 議案審議

議長が、議事の進め方について、第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)、第４号議案と第５号議案は、それぞれ一括で説明を行う旨を説明し、また、定款第２１条第２項の規定に定めるところにより、第１号議案、第２号議案は出席した会員の議決権の３分の２以上の賛成により、その他の議案は出席した会員の議決権の過半数の賛成により、それぞれ可決となる旨を説明し、議案の説明に入った。

第１号議案 定款の一部変更の件

第２号議案 業務規程の一部変更の件

報告事項(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第１号議案、第２号議案及び報告事項(1)の説明を行った。

〔質疑〕

議案及び報告事項に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第１号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第１号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。続いて、第２号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により、賛成が３分の２以上と認め、第２号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第３号議案 ２０２５年度事業計画の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第３号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第３号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第３号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第４号議案 ２０２４年度予算変更の件

第５号議案 ２０２５年度予算決定の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が第４号議案、第５号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第４号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第４号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

続いて、議長が第５号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第５号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第６号議案 役員選任

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第６号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第６号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第６号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

第７号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

〔議案説明〕

議長が、理事の岸敬也に説明を求め、岸敬也が第７号議案の説明を行った。

〔質疑〕

議案に関する事前質問はなかった。

〔採決〕

議長が、第７号議案に対する賛否について、書面又は電磁的方法による議決権行使により賛成が過半数と認め、第７号議案は原案のとおり可決された旨を報告した。

報告事項（２）再エネ収支及び借入の状況の件

報告事項（３）余裕金等の運用経過報告の件

〔議案説明〕

議長が、理事の榎谷亨に説明を求め、榎谷亨が報告事項（２）、（３）の説明を行った。

〔質疑〕

報告事項に関する事前質問はなかった。

(5) 閉会

総会の議事をすべて終了したため、議長が11時18分に閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証します。

2025年 3月 6日

議長

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

議事録署名人

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

経済産業省

20250314電委第3号
令和7年3月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の2024年度予算の変更の認可について
(回答)

令和7年3月13日付け20250306資第24号により貴職から当委員会に意見を求められた2024年度予算の変更の認可について、認可することに異存はありません。